

急性の脳症を疑う事案の発生について

平成 16 年 11 月 26 日 (木)

1. 概要

- 平成 16 年 9 月以降、新潟県県北地域において、急性の脳症疑い症例が発生。その後、合計 9 県が発生を発表。原因は不明。

2. 厚生労働省の対応（平成 16 年 10 月 28 日まで）

- 新潟県等へ国立感染症研究所及び（財）日本中毒情報センターより専門家派遣し調査。（継続中）
- 厚生労働省内の関係課において、連絡体制を確立し、適宜情報交換。
- 10 月 22 日：通知『新潟県等における急性脳炎の発生について』
- 10 月 22 日：通知『急性の脳症を疑う事案の発生について』
- 10 月 27 日：通知『検体の確保及び送付について（依頼）』

3. 厚生労働省のその後の対応（前回報告（平成 16 年 10 月 28 日）以降）

- 11 月 19 日：通知『急性脳症を疑う事案の発生について』（資料 1）

新潟県から公表(11/17)された急性脳症を疑う死亡例について照会したところ、腎機能障害の有無が不明（スギヒラタケを発症 3 日前に摂食。）であることがわかり、念のため、原因が究明されるまでの間、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を見合わせるよう注意喚起を都道府県に依頼。

- 11 月 19 日：公表『東北北陸等での急性脳症多発事例にかかる研究班会議の開催について』（資料 2）

腎機能低下者などに多発している急性脳症の問題の大きさに鑑み、各専門家等で構成する検討会形式の研究班を設置し、会議を開催（11 月 29 日）。